

多量排出事業者による処理計画書・実施状況報告書 —記載例—

この記載例は、産業廃棄物の多量排出事業者による「処理計画書」及び「実施状況報告書」となります。
ただし、準多量排出事業者や特別管理産業廃棄物の多量排出事業者による「処理計画書」及び「実施状況報告書」についてもほぼ同様ですので、書類を作成する際の参考としてください。

【記載例:1】 多量排出事業者による処理計画書（別紙を使用しない場合の書き方）

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年〇月〇日	
岩手県知事 達増 拓也 殿	
<p>押印不要。計画書は県公式ホームページに掲載し公表しますので社印・代表者印は押印しないでください。</p>	
提出者	
住所 岩手県〇〇市〇〇町〇番〇号	
氏名 株式会社A製造	
代表取締役 〇〇 〇〇	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 012-345-6789	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社A製造 △△工場
事業場の所在地	岩手県△△市△△町△番△
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業[プラスチック製造業] ※日本標準産業分類の区分を記入すること
②事業の規模	製造製品出荷額 190億円
③従業員数	120名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 → 自己中間処理(脱水) → 自己中間処理残さ → 委託処分 廃プラスチック類 → 焼却処分(熱回収)

令和7年度における処理計画なので、計画期間は、「令和7年4月1日～令和8年3月31日」となります。

表1「日本標準産業分類」参照

産業廃棄物の種類ごと発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程を記入してください。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



県のホームページに掲載し公表しますので、記入は役職名とし、個人情報(個人名など)は記載しないようご注意ください。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1,470 t	35 t
	(これまでに実施した取組) ○汚泥 ●年度に新たな製造設備を導入したことにより、約5%の削減を図った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1,400 t	30 t
	(今後実施する予定の取組) ○廃プラスチック類 原材料の調達形体、製造工程の見直しにより、約15%の削減を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○廃プラスチック類 ●年度より焼却処理と埋立とに分別を行い、埋立処分量の削減を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○廃プラスチック類 焼却処分を行っているものの中に、マテリアルリサイクル可能なものがある(10%程度)ので、更に分別を徹底し、リサイクルを図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,470 t	0 t
(これまでに実施した取組) ●年度より脱水装置を最新化し、減量率を向上させた。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,400 t	0 t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	-		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	-		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	220 t	35 t
	優良認定処理業者への処理委託量	220 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	35 t
	(これまでに実施した取組)		
	汚泥については、●年度より脱水後の汚泥（中間処理残さ）を優良認定処理業者へ処理委託している。		
	廃プラスチック類については、全量を認定熱回収業者以外の者に処理委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	210 t	30 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	210 t	30 t
	再生利用業者への 処理委託量	100 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	20 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	10 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>①脱水後の汚泥の一部を再生利用業者へ処理委託する。</p> <p>②廃プラスチック類については、熱回収を継続することとし、一部を認定熱回収施設設置事業者へ処理委託する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【記載例:2】 多量排出事業者による処理計画書（別紙を使用する場合の書き方）

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年〇月〇日	
岩手県知事 達増 拓也 殿	
<p>押印不要。計画書は県公式ホームページに掲載し公表しますので社印・代表者印は押印しないでください。</p>	
提出者	
住所 岩手県〇〇市〇〇町〇番〇号	
氏名 株式会社A製造	
代表取締役 〇〇 〇〇	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 012-345-6789	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社A製造 △△工場
事業場の所在地	岩手県△△市△△町△番△
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業[プラスチック製造業] ※日本標準産業分類の区分を記入すること
②事業の規模	製造製品出荷額 190億円
③従業員数	120名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

令和7年度における処理計画なので、計画期間は、「令和7年4月1日～令和8年3月31日」となります。

表1「日本標準産業分類」参照

記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、処理工程がわかる書類を添付してください。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、管理体制がわかる書類を添付してください。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

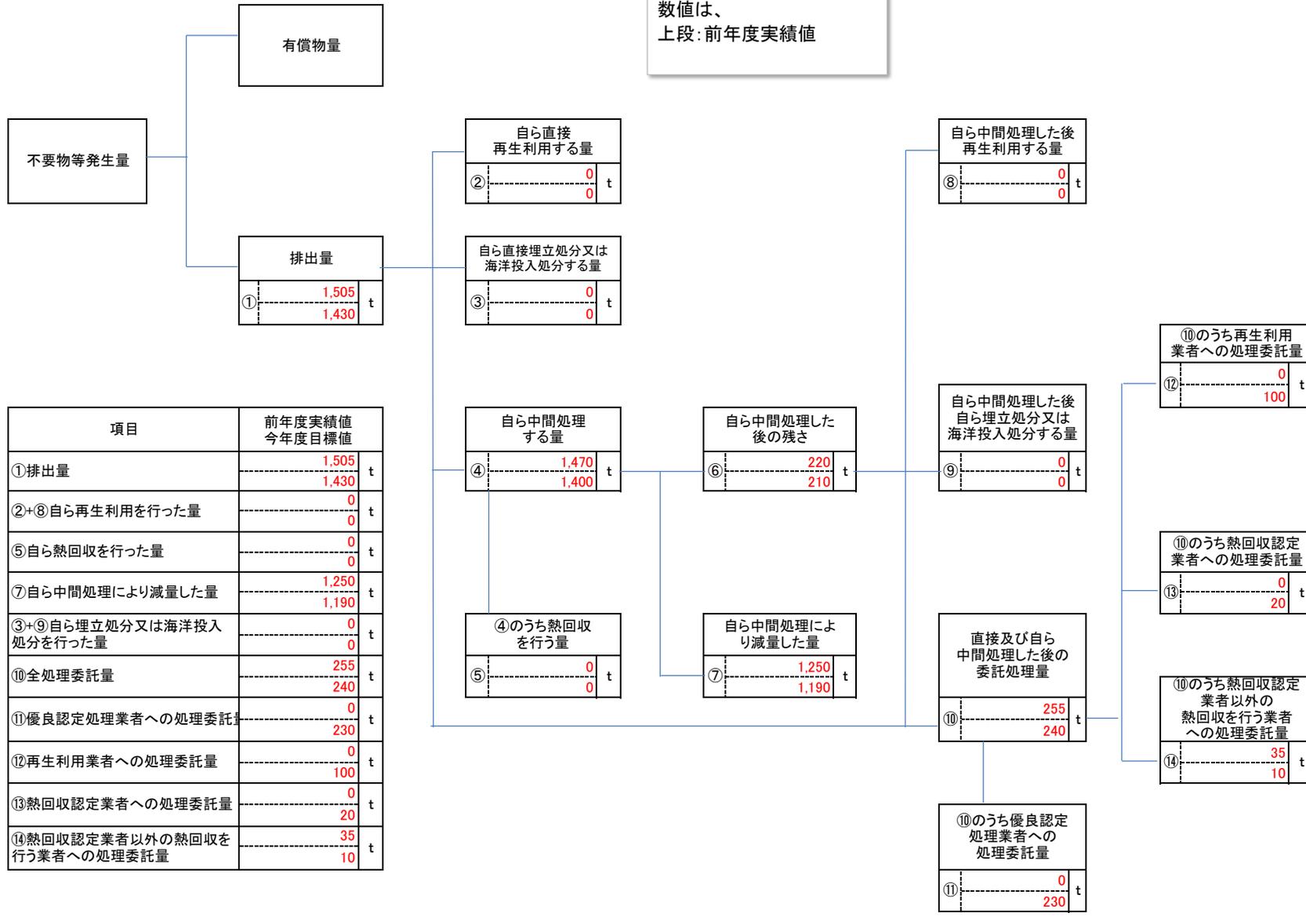
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(産業廃棄物の種類: 合計)

【別紙】今年度の計画の記載例

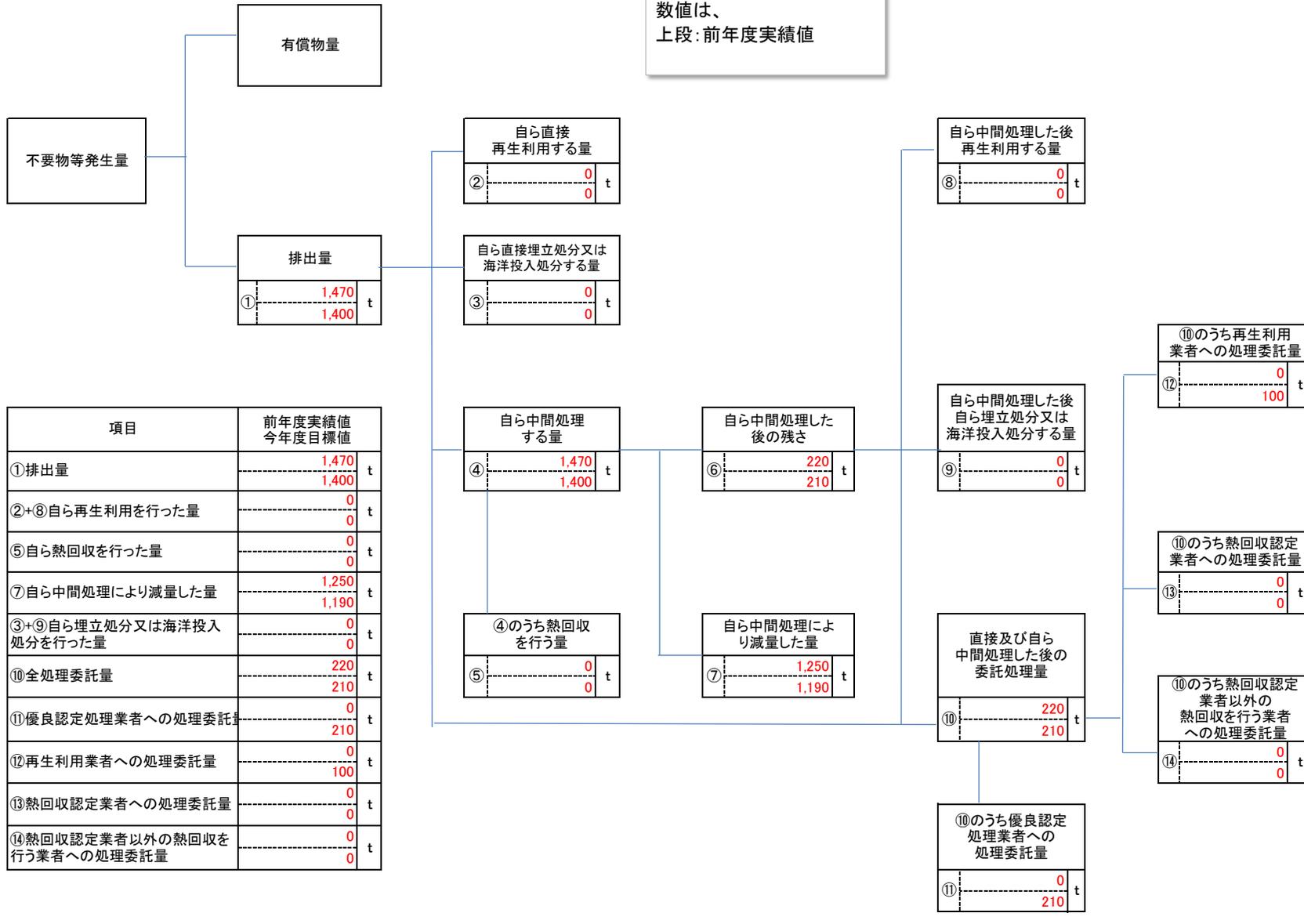
数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



(産業廃棄物の種類: 汚泥)

【別紙】今年度の計画の記載例

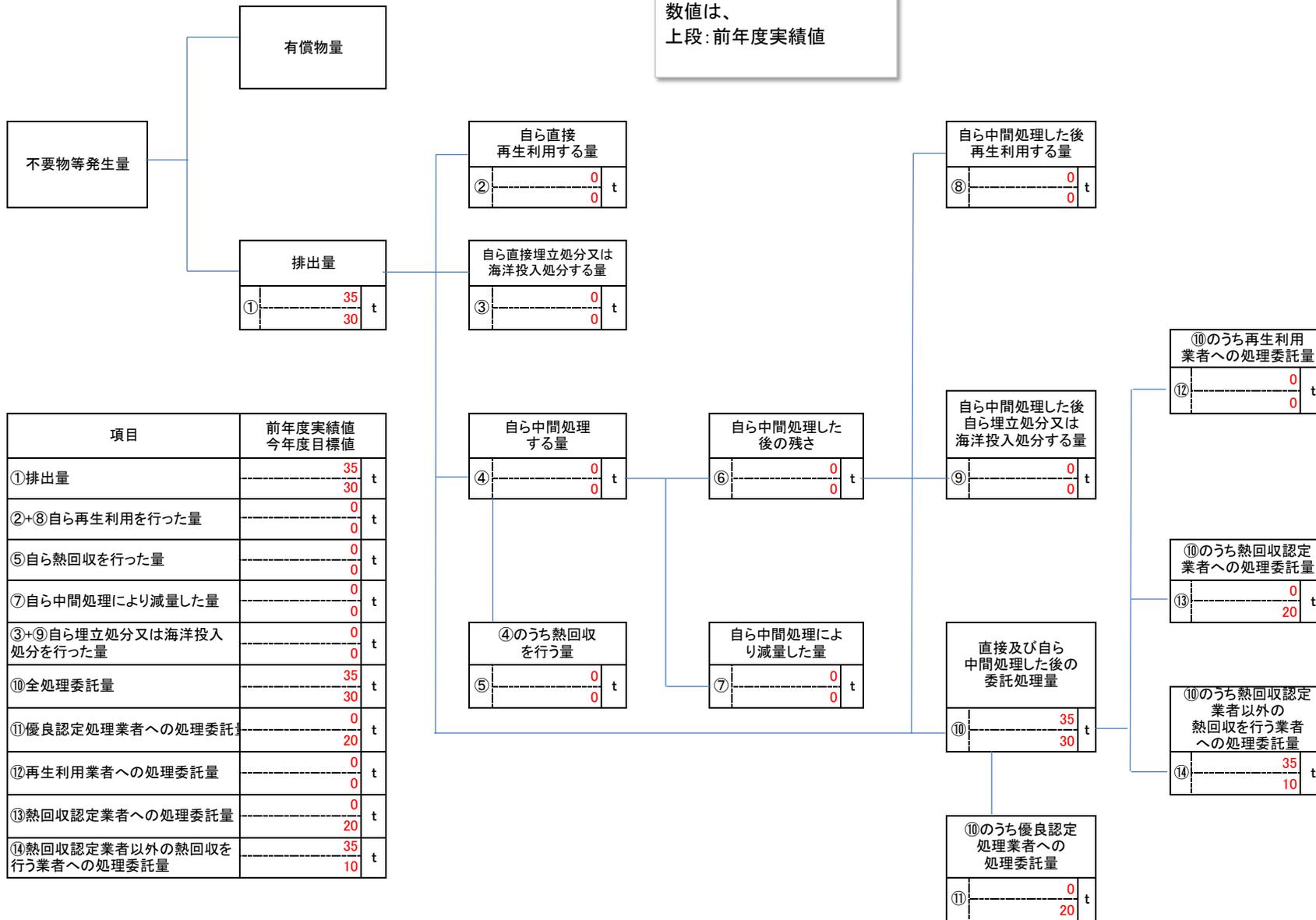
数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

【別紙】今年度の計画の記載例

数値は、
上段: 前年度実績値



項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	35	30
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	0
⑤自ら熱回収を行った量	0	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	0
⑩全処理委託量	35	30
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0	20
⑫再生利用業者への処理委託量	0	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	20
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	35	10

【記載例:3】 多量排出事業者による実施状況報告書

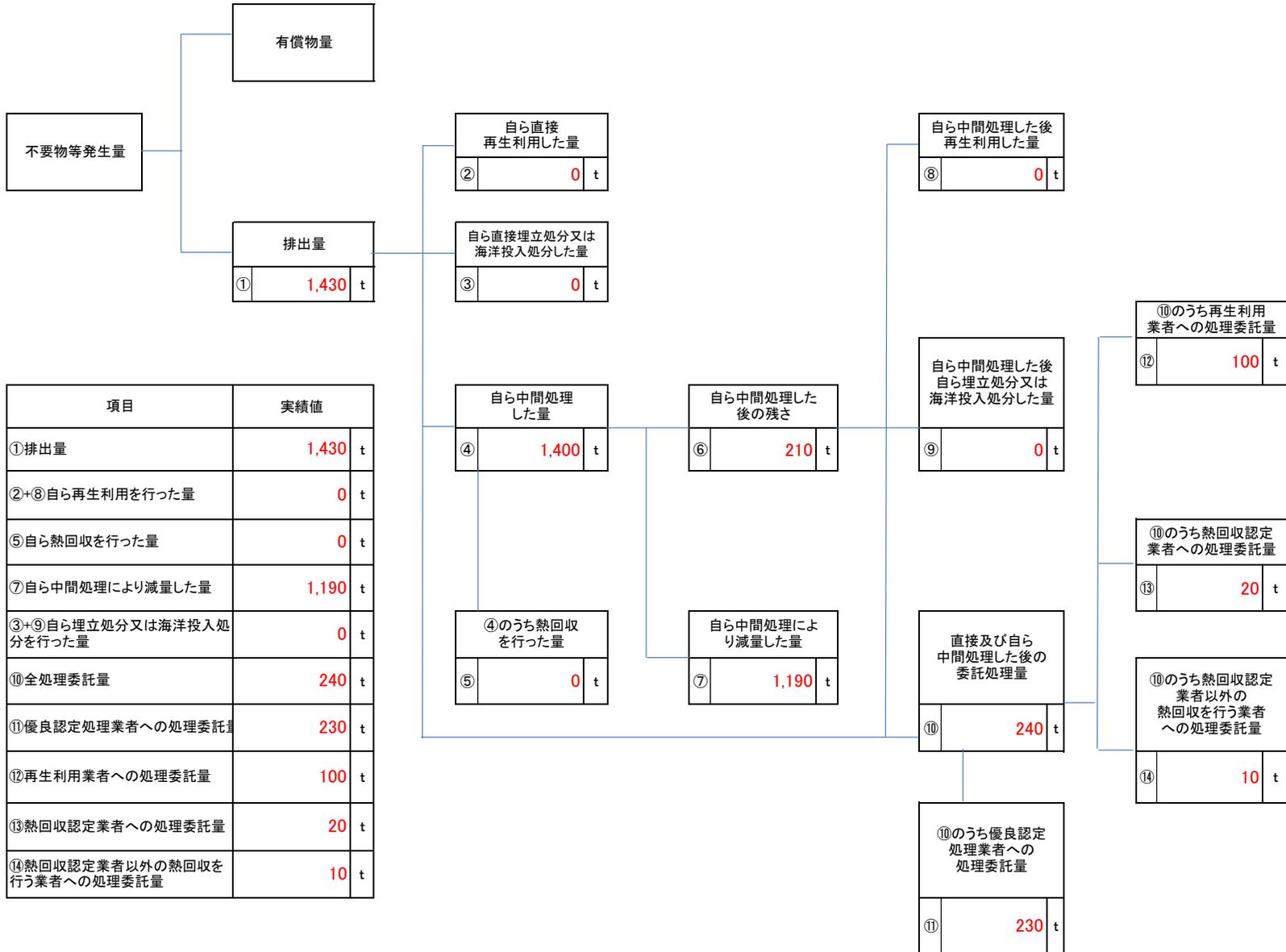
様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
			令和7年〇〇月〇〇日
岩手県知事 達増 拓也 殿			
押印不要。計画書は県公式ホームページに掲載し公表しますので社印・代表者印は押印しないでください。		提出者 住所 岩手県〇〇市〇〇町〇番〇号 氏名 株式会社A製造 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 012-345-6789	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	株式会社A製造 △△工場	前年度(令和6年度)の計画に対する報告書となりますので、計画期間は、「令和6年4月1日～令和7年3月31日」となります。	
事業場の所在地	岩手県△△市△△町△番△号		
事業の種類	製造業[プラスチック製造業] ※日本標準産業分類の区分を記入すること		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値		
排出量	1,430 t	前年度に提出された令和6年度の「産業廃棄物処理計画書」における目標値を記載してください。	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	240 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	100 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,190 t	認定熱回収業者への処理委託量	20 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	10 t
※事務処理欄			

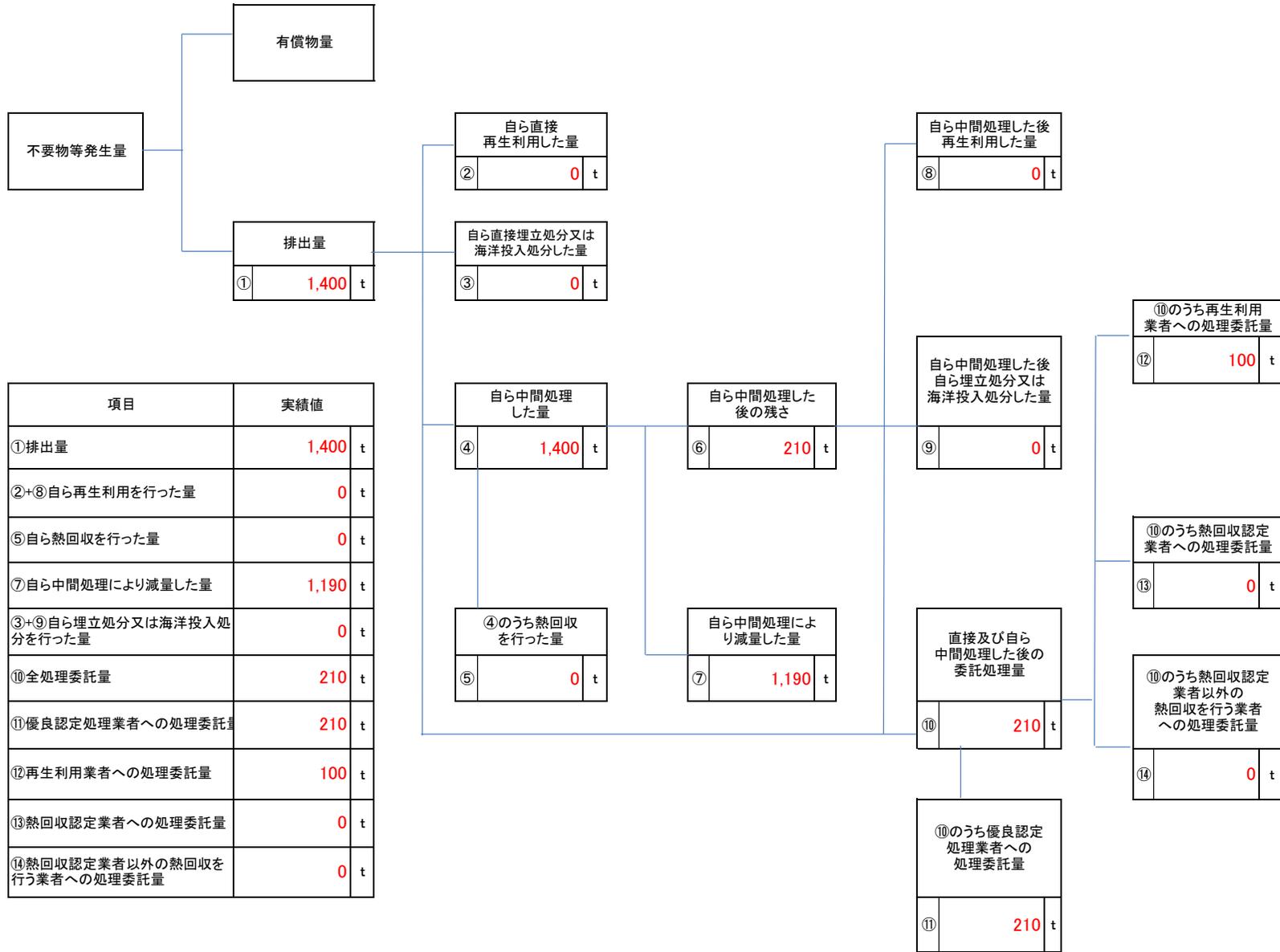
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 全体)



計画の実施状況

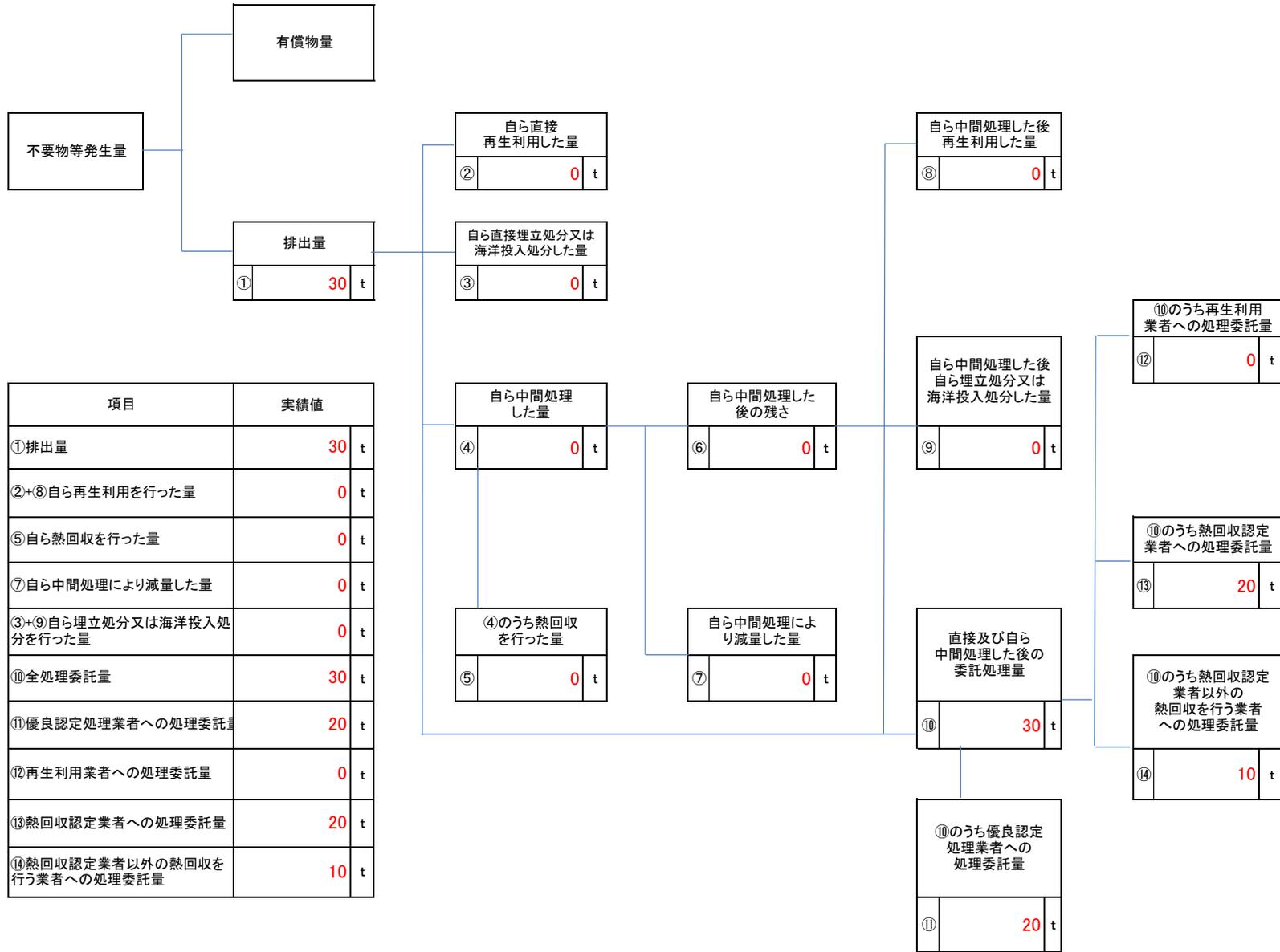
(産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値
①排出量	1,400 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	1,190 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	210 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	210 t
⑫再生利用業者への処理委託量	100 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【表1】日本標準産業大・中分類一覧(令和6年4月1日施行)

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業 02 林業
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む)

大分類	中分類
I 卸売業・小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J 金融業・保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合(他に分類されないもの)
R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務
S 公務(他に分類されるものを除く)	97 国家公務 98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う。